

第 1 回検討会における主な意見等

令和 2 年 7 月 7 日
農村振興局

○第1回「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における主な意見

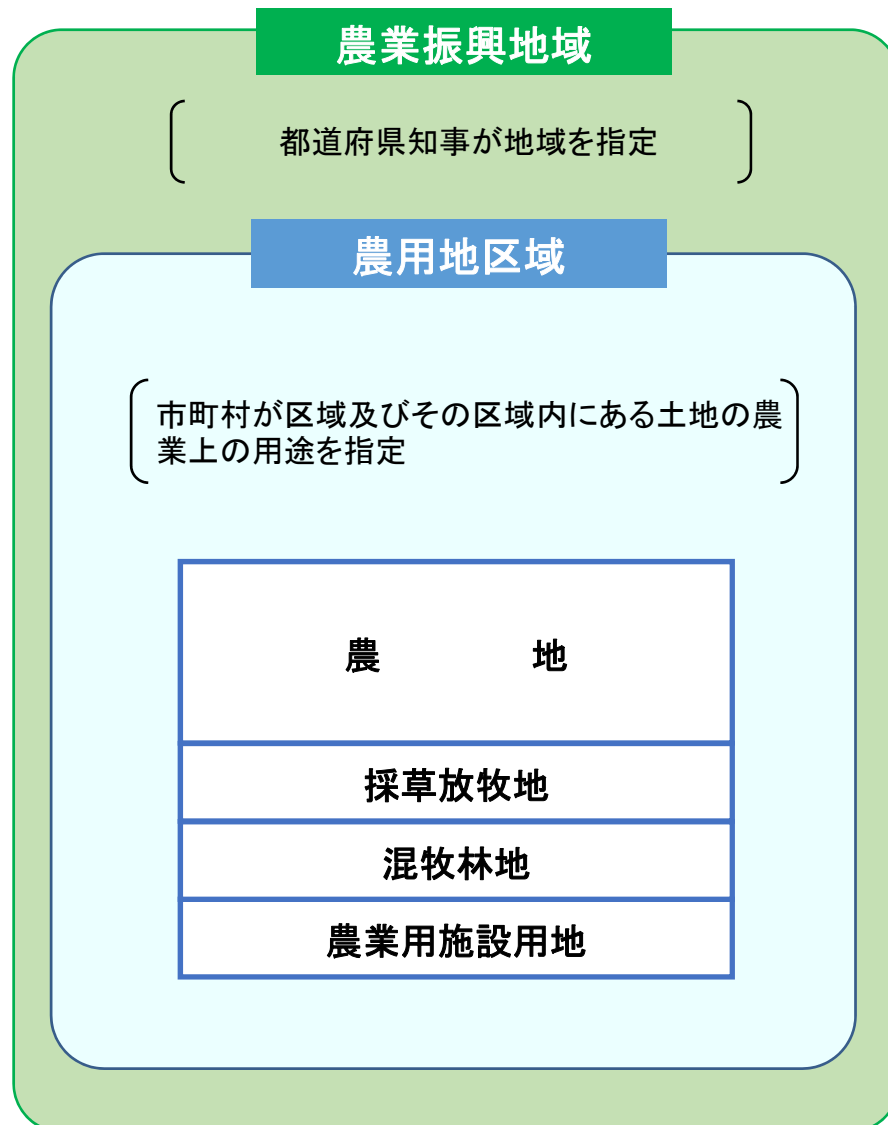
項 目	NO	主 な 意 見	発言者
管理の在り方	1	・中山間地は多様性に富んでおり、水田型、田畑型、畑地型等の違いによる集落活動の差の検証により、農地保全に係る施策が見出せる可能性がある。	安藤委員
	2	・新たな土地利用の区分については、細分化が必要ではないか。 【参考資料1：現行の農業振興地域制度における特別な用途制度】	笠原委員
	3	・農地復旧が容易な非農地に転換した場合であっても農地は非農地になってしまうと、復元は困難ではないか。	笠原委員
	4	・遊休農地は地帯区分により広がり方が違うので、地域別に対策が異なるのではないか。	笠原委員
	5	・農地の再生を考えるならば、農道や農業水利施設の存在等も視野に入れるべき。	広田委員
	6	・自然に林地や湿地になった方が、生態的な価値が高くなるケースすらある。	深町委員
	7	・農地として残すか否かは、江戸時代からの土地利用履歴に基づきながら考えることも大切である。	深町委員
植林	8	・減反政策（1970年代）により進んだ山間部の水田の植林についてのその後の検証により、どのような植林が有効か等の議論の素材になる。	安藤委員
	9	・植林しただけで手入れをしないと、災害が起こりやすく、植林により林地にしていまいいくことは限定的ではないか。	深町委員
利用・管理の主体	10	・中山間地では、平地の人手を借りながら農地の維持を考えることが必要である。	高橋委員
合意形成手法	11	・農地を守るための合意形成は、その対象範囲をよく検討すべき。	高橋委員
	12	・農地の保全に関する合意形成の範囲は、複数集落集まって検討する方が有意義（小学校区、地区単位）である。	広田委員
	13	・地域の合意形成は容易ではないため、支援する人材が必要である。	広田委員
ゾーニングの要否	14	・政策的効果を発揮させるためには、ゾーニングによる土地利用区分とアメとなる誘導的施策の組合せが重要である。 【参考資料2：現行の農業振興地域制度における措置】	広田委員

項 目	NO	主 な 意 見 等	発言者
農地の利用目的、位置付け	15	・特に中山間地域では、水利の関係から、上流部の農地の生産性が低くても、必要な農地として考える必要がある。	笠原委員
	16	・環境保全か、食料生産向上かにより、農地確保の戦略の方向性も大きく変わる。	田口委員
	17	・「再生利用が困難な農地」については、農業土木技術的にできないのか、経済的にできないのか、誰もやらないということなのか。その意味合いをクリアにすべき。	林委員
	18	・守るべき「優良農地」は、中山間地域の棚田など、景観や生物多様性に富む農地もこれに位置付けてはどうか。	広田委員
担い手確保	19	・地域外からの新たな人材の受入に係る議論が必要である。 【参考資料3：第2回新しい農村政策の在り方に関する検討会資料】	池邊委員
	20	・土地利用は、農地確保と担い手確保の両面を考える必要がある。担い手の受入れのためには、「農地に返すことが善」という議論だけではなく、その地域の担い手確保に寄与する方向へ持っていくことが大切ではないか。	田口委員
	21	・担い手については、定住を前提に考えているが、通勤耕作人口や季節居住についても分析することが必要である。	林委員
集落の維持	22	・仕事を創り、暮らしを支えるといった居住者を増やすための施策が農地保全にも繋がる。 【参考資料4：人口減少の影響】	安藤委員
	23	・農業集落の維持は、周辺集落や立地の関係も分析することが必要である。	田口委員
	24	・農業政策を考える場合、集落やコミュニティの捉え方が大切。そこに住んでいないが、地域資源の管理に関わっている者を含め、「拡大コミュニティ」「拡大集落」として捉えるのがよい。	広田委員
その他	25	・特に農山村では、集積に対する何らかのインセンティブが必要である。	田口委員
	26	・大規模で水田を放牧地に転換する場合は、水利施設の取扱いについても検討が必要である。	安藤委員
	27	・2030年、2050年、2100年までは守るゾーンといった、長期的、段階的、戦略的なゾーニングといった防衛ラインのような議論が必要ではないか。	林委員

農用地区域の特別な用途の設定について

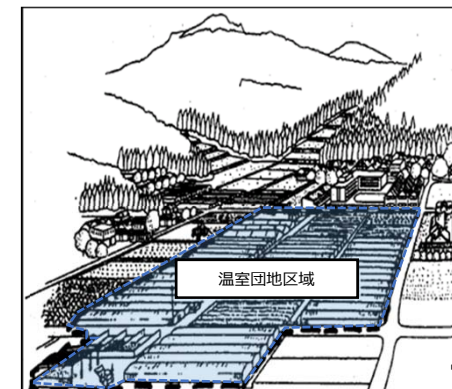
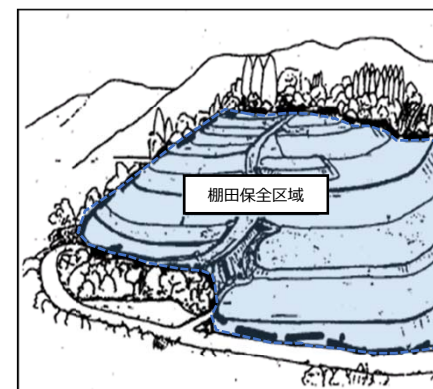
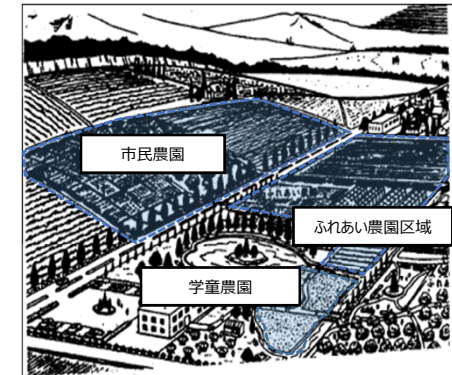
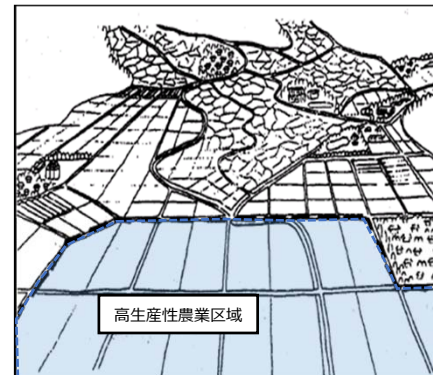
参考資料1

- 農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要と認められるときは、農業上の用途（農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）を更に細分化して指定することが可能。（農振法施行規則第4条の2第2項）



○ 農業上の用途の細分化例

用途（細分化した用途）	指定理由
農地（高生産性農業区域）	特に生産性が高く、地域農業の中核を担う農地として保全・整備（大規模土地利用型農業）
農地（ふれあい農園区域）	都市近郊の農地等、都市と農村の交流や緑地空間として保全・整備（市民農園・学童農園等）
農地（棚田保全区域）	棚田（水田）として保全・整備
農業用施設用地（温室団地区域）	集団的な温室団地として整備（防虫・防疫や集出荷等の効率化、温室利用による特産地化等）



○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抄）

（農業振興地域の指定）

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2～6 （略）

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二～六 （略）

3 （略）

4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（農業振興地域整備計画の基準）

第十条・2 （略）

3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

一～五 （略）

4・5 （略）

○農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）（抄）

（農業上の用途）

第四条の二 法第十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 農業上の用途は、次に掲げる土地の区分に従い指定すること。ただし、法第三条第三号に掲げる土地については、当該土地に隣接する土地の区分に従い指定すること。

イ 耕作の目的に供される土地 【→農地】

ロ 主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 【→採草放牧地】

ハ 法第三条第二号に掲げる土地 【→混牧林地】

ニ 法第三条第四号に掲げる土地 【→農業用施設用地】

二 農業上の用途は、当該土地を当該用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないよう指定すること。

2 農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要があると認められるときは、大規模な農業経営に適する土地その他の特別の土地の区分を設け、前項の基準に従い指定された農業上の用途を更に細分して農業上の用途を指定することができる。

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抄）

（土地利用についての勧告）

第十四条 市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合において、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨を勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を農用地利用計画において指定した用途に供するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

（都道府県知事の調停）

第十五条 市町村長が前条第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算して二箇月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転につき必要な調停をなすべき旨を当該市町村長を経由して申請することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、すみやかに調停を行なうものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の調停を行なう場合には、当事者の意見をきくとともに、関係市町村長に対し助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

（土地の譲渡しに係る所得税等の軽減）

第二十三条 個人又は法人がその所有する土地を第十三条の二第一項の規定による交換分合、第十四条第二項の規定による勧告に係る協議、第十五条第一項の調停又は第十八条の規定による農業委員会のあつせんによつて譲り渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、所得税又は法人税を軽減する。

農業振興地域整備計画の達成に向けた措置

参考資料2

- 農振法に基づく農業振興地域整備計画の達成のため、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策については、農用地区域を中心として計画的かつ集中的に実施。
- 農用地区域内の農用地等の農業上の利用を確保するため、土地利用に関する勧告、開発行為の制限、交換分合、協定等を措置。

農業振興地域

- ・農業地域の生活環境の整備に関する事業
(農山漁村地域整備交付金等)
- ・広域営農団地育成対策に係る事業
(農山漁村地域整備交付金等)
- ・基幹的な農業用道路の整備に関する事業
(農山漁村地域整備交付金等)
- ・農業を担うべき者の育成及び確保等に関する事業
(強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)

等



農用地区域

農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策

- ・農業生産基盤整備開発事業
(土地改良事業等)
- ・農業生産近代化施設の整備事業
(強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)
- ・農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金の融通

等



土地利用に関する勧告（法第14条）

農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合、市町村長は指定用途に供するよう勧告をすることができる

開発行為の制限（法第15条の2）

農用地区域内での開発行為（土地の形質変更、工作物の設置等）には、都道府県知事（指定市町村の場合はその長）の許可（国・地方公共団体の学校、病院等については協議）が必要

交換分合（法第13条の2～5）

都市的な開発用地、配置協定区域内の施設用地等の確保が必要となる場合に、市町村が農地等を交換する交換分合計画を作成し、農用地区域内の農用地等の農業上の利用を確保

協定（法第18条の2～12）

畜舎、たい肥舎、農業廃棄物処理施設の適切な配置により周辺の良い営農環境の確保を図る（配置協定）
農業用排水施設、農業集落排水施設、集会施設の適正な維持管理運営を図る（維持管理協定）

農業委員会のあっせん（法第18条）

農業委員会が農用地のあっせんをする場合は、農地の集団化等農地保有の合理化に資するようにしなければならない

税制の特例（法第23条）

市町村の勧告、農業委員会のあっせんによる土地を譲渡した場合、譲渡所得について800万円の特別控除 等

育成すべき人材像（案）

○ 地域への「目配り」をする地方自治体職員の減少や体制の脆弱化等の課題に対応し、
地域（集落あるいはそれ以上の範囲）の活性化に向けて、

- ① 地域の人々への動機づけや、地域の内発性を促す環境づくりを行い、
- ② 地域の現状を把握し、ともに活動を進めていくべき地域の範囲を設定の上、
- ③ ワークショップ等により、地域における実践計画を作成し、
- ④ 継続的かつ内発的な実践活動へ移行する

というプロセスに沿って、

地域の人々が自発的に、考え、気づき、行動できるよう継続的にコーディネートする人材。

① 動機づけ
(地域が自ら取り組みたくなる
環境づくり)



② 現状把握
(地域の範囲の設定)



③ 実践（行動）計画づくり



④ 実践活動への移行



写真：農山漁村ナビHP(農林水産省)より

①～④に沿ってコーディネートする地域づくり人材の育成手法の検討が必要！

<課題>

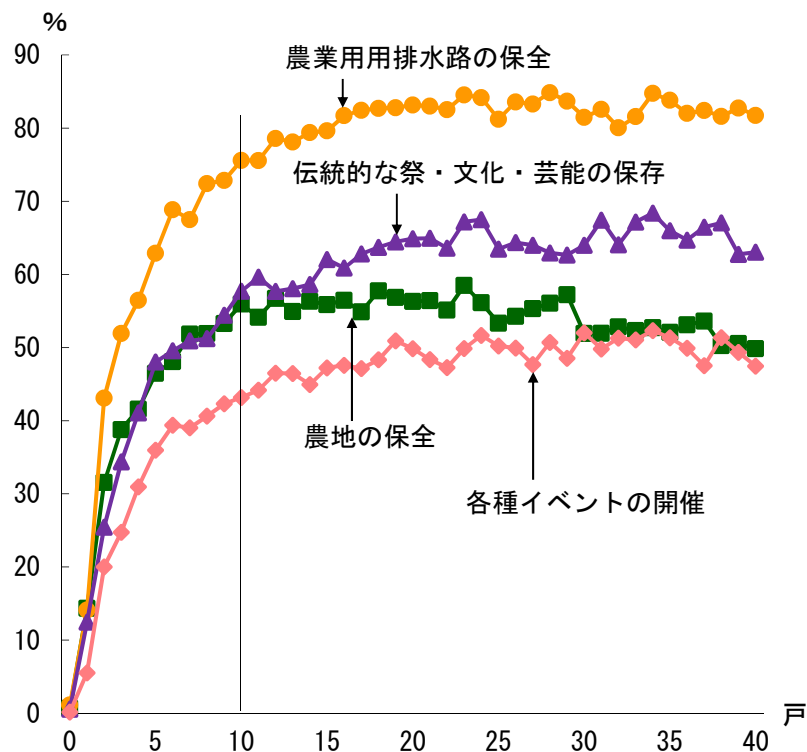
- a 地域づくり人材には、どのようなスキルが必要か。
- b 地域づくり人材は、どのように育成すればよいか。
- c 地域づくり人材の資質は、どのように担保すればよいか。
- d 地域づくり人材は、どのような立場の人材がふさわしいか。



人口減少の影響①

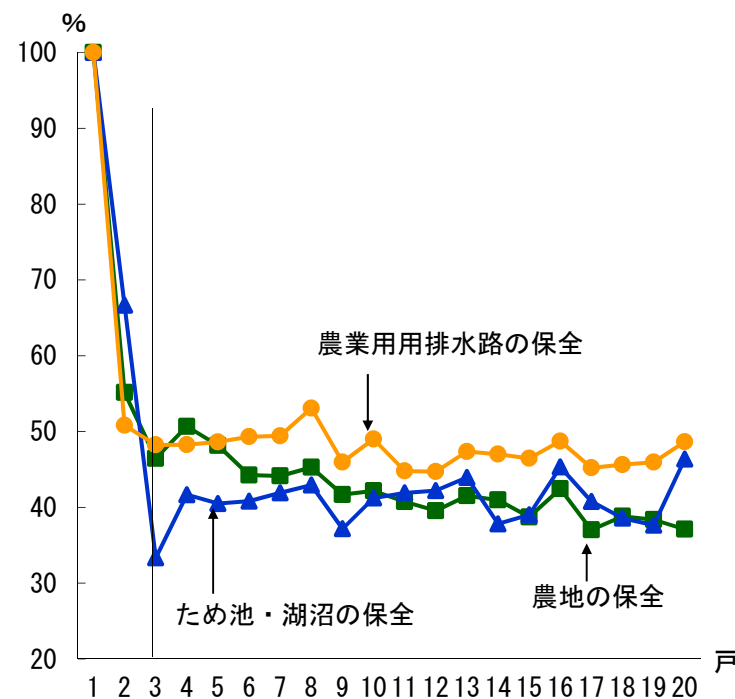
- 総戸数が10戸を下回る農業集落では、集落活動の実施率が急激に低下する傾向。
- 総戸数が3戸を下回ると、他の集落との共同保全活動を通して機能維持を図る傾向。

【集落活動の実施率と総戸数の関係】



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

【地域資源の共同保全率と総戸数の関係】



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）